

令和元年度茅ヶ崎市立浜須賀小学校いじめ防止基本方針

はじめに

平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行され、学校に対して、いじめ防止基本方針の策定が義務付けられた。本校は、『神奈川県いじめ防止基本方針』『茅ヶ崎市いじめ防止基本方針』を受け、平成26年4月『浜須賀小学校いじめ基本方針』を定めた。

今般、法の施行から4年が経過し、国の『いじめの防止等のための基本的な方針』が改定されたことから、その内容を反映させるため、『神奈川県いじめ防止基本方針』も改定されたことを受け、『浜須賀小学校いじめ基本方針』を改定する。

1 いじめ防止に係る基本的な考え方

(いじめの認知)

われわれ教職員は、被害児童から「心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じた」と訴えがあったものすべてをいじめとして認知する。

また、周囲の児童や保護者から同様の情報提供があったものをいじめとして認知する。

※本人がいじめと感じたものはすべて、いじめとしてとらえる。

(本校職員のいじめに関する基本的な姿勢)

- 「いじめは今もどこかに潜在している」という認識を全職員が持ち続ける。
- 「いじめは絶対に許さない」という姿勢を全職員で全校児童に発信し続ける。
- 「いじめを見逃さず、いじめに立ち向かう」意識を常に持ち続ける。
- いじめに関する情報をリアルタイムで共有し、チームで対応する。
- 家庭や地域、関係機関と連携を図り、複数の目で児童を見守る体制を構築する。

(いじめの禁止)

本校児童は、いじめを行ってはいけない。いじめを放置しない。

(学校および教職員の責務)

浜須賀小学校は、いじめが行われることなく、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、保護者・地域・関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に努めるとともに、いじめが疑われる場合には、組織的対応で迅速かつ適切に対処し、再発防止に取り組むものとする。

(いじめ対応に係る教職員の行動指針)

- 「いじめとは何か」について具体的に児童に指導する機会を設定すること。
- 教職員自身のいじめに対する人権意識を高めること。
- 児童に対し、日常的に「正義」を語り、教師の「正義感」を示すこと。

- 児童に対し、日常的にいじめの犯罪性や刑事責任等の社会の仕組みを伝えること。
- 日常の中の「冷やかし・からかい」「悪口・陰口」等の事案を見逃さず、その行為の是非を明確に伝え、適切に指導すること。
- いじめの情報を入手した際は、関係児童から迅速かつ適切に聞き取りを行い、事実確認を行うこと。また、入手した情報は、必ず記録しておくこと。
- いじめ問題の対応にあたっては、複数職員で対応するとともに、速やかに状況を校長・教頭並びに教務主任・教育相談コーディネーター・学年チーフに報告すること。

2 いじめ防止に関する内容

(1) いじめ未然防止のための取組み

- ①児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、特別活動等の充実を図るとともに、朝会や道徳の授業で自己の役割や責任を果たそうとする態度やより良い人間関係を築こうとする態度を育てる。
- ②日頃の授業や行事等特別活動の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己の有用性を実感し自己肯定感を持てるようにする。
- ③地域や保護者、その他関係者との連携を深め、地域全体で児童を見守る体制づくりに努める。
- ④インターネットやスマホを通じて行われるいじめの防止に向け、保護者の購入責任を明確とすると同時に、保護者の危機意識を喚起する。また、関係機関・団体による情報モラルに関する授業を設定し、保護者及び児童に対して啓発活動を行う。
- ⑤いじめは絶対に許されない行為であるという認識に立ち、全教職員がいじめの様態や特質等について共通理解を図り、組織的に対応する。
- ⑥日常生活の中で、いじめについて児童自らの意識や行動の「振り返り」を行わせる。
- ⑦各種相談機関を周知する。
 - ・文部科学省 24時間いじめ相談ダイヤル（0570-0-78310）
 - ・かながわ子ども・若者総合相談センター（045-242-8201）
 - ・24時間子どもSOSダイヤル（0466-81-8111）
 - ・子どもの人権110番（0120-007-110） 等

(2) いじめ早期発見のための取組み

①日常的な取組み

- 児童のささいな変化に気付き、気付いた情報を確実に共有し（5W1H:いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように）、情報に基づき速やかに対応する。
- 校内支援体制を整え、障害の有無にかかわらず、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく。
- 管理職・教育相談コーディネーター・心の相談員・SC等が校内を巡回し児童、クラスの様子を把握する。
- 休み時間、放課後等の児童と教職員とのコミュニケーションの時間を大切にし、校務の効率化をはかり、児童と関わる時間の確保に努める。

- ②いじめを早期に発見するため、児童に対し定期的な調査を次のとおり実施する。
- 「学校生活アンケート」調査
 - ・年2回（6月・12月） ※5年保存
 - ・「学校生活アンケート」は、担任→学年→児童指導・児童支援グループ→管理職で共有し、児童のいじめの状況を把握する。
 - 学校評価アンケート
 - ・年1回（12月）
 - ・一人ひとりの状況及び学級の状況を把握する。
- ③児童や保護者がいじめに係る相談を円滑に行うことができるよう、次のとおり相談体制を整備する。
- スクールカウンセラーの活用【月1回来校】
 - 心の教育相談員の活用【おはなしポストの設置・個別相談】
 - いじめ相談窓口等の広報
 - 年2回、保護者個別面談の実施
- ④相談・通報のあった事案は、担任・教育相談コーディネーター・教務主任・学年チームを通して、情報の共有に努める。
- ⑤いじめの防止対策に関する職員研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ対応に関する教職員の資質向上を図る。

（3）いじめ早期解決に向けた取組み

- ①いじめを見た、または疑いがある行為を見た場合は、すぐにその行為をやめさせる。
- ②いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実確認をする。
- ③チームで組織的に対応する。
- ④いじめの事実が確認された場合は、速やかにいじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者、いじめを通報した児童の安全を確保し、支援を継続的に行う。

（4）いじめの解消

- ①いじめの解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではない。児童の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行い、経過を見守る。
- ②いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であること、いじめが及ぼす心身への影響など指導すると共に、当該児童の家庭環境や人間関係のストレスなどの行為に至った背景を把握し、児童及び保護者に対して助言や支援を行う。
- ③いじめを見ていた児童にも自分の問題としてとらえさせ、今後、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ④いじめをはやしたてたり、同調したりする児童に対しては、その行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導する。
- ⑤いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめ事案に係る正確な情報に関係保護者と共有するために必要な措置を講じる。

⑥犯罪行為として取り扱われるべき事案については、茅ヶ崎市教育委員会学校教育指導課及び茅ヶ崎警察署生活安全課少年係と連携し対応する。

3 「いじめ防止委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置をより実効的に行うため、「いじめ防止委員会」を設置し、学期に1回程度開催する。
なお、いじめと疑われる相談や情報が入った場合は、会議を緊急開催する。

(1) 「いじめ防止委員会」の構成

構成員は、基本的に校長・教頭・教務主任・総括教諭（及びグループリーダー）・教育相談コーディネーター・各学年チーフ・養護教諭等とする。
なお、事案内容に応じて、第三者の参加を校長が招集する。

(2) 「いじめ防止委員会」の活動内容

- ①いじめ防止に係る取組み内容の検討
- ②基本方針・年間計画の作成と実行、検証、修正
- ③「いじめ事案」の判断と情報収集
- ④事案に関する対応方法等の検討、決定

4 重大事態への対処

いじめにより児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑い（年間30日を目安。一定期間を連続して欠席している）がある場合は、茅ヶ崎市教育委員会を通じて市長に報告し、教育委員会と協議の上、「緊急対策チーム」を設置し、迅速に調査に着手する。

(1) 「緊急対策チーム」の構成

構成員は、基本的に校長・教頭・教務主任・総括教諭・教育相談コーディネーター・当該学年職員・教育委員会担当者とする。
なお、事案内容に応じて、第三者の参加を教育委員会と協議の上、校長が招集する。また、外部構成員については、専門的知識及び経験を有する者とし、当該調査の公平性や中立性を確保するように努める。

(2) 「緊急対策チーム」の活動内容

- ① 重大いじめ事案に関する調査
- ② 調査内容について、被害児童及び保護者への情報提供と説明
- ③ 茅ヶ崎市教育委員会への調査結果報告
- ④ 被害児童又は当該保護者が希望する場合は、調査結果の報告